

市民参画条例の制定について

西宮市

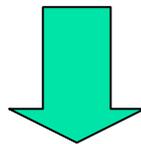
(仮称)市民参画条例策定委員会

2006年7月22日

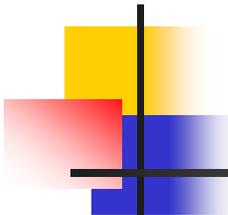
1. 市民参画条例制定の背景

・地方分権化

平成12年 「地方分権一括法」の施行



国が行ってきた事務や権限が地方に委譲され、地域の自主性・自立性が求められるようになった



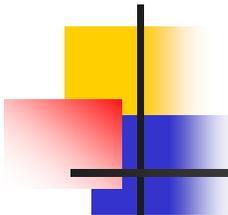
2. 市民参画条例制定の背景

・社会の成熟化

市民ニーズの多様化・高度化



多様なニーズに対応していく必要がでてきた



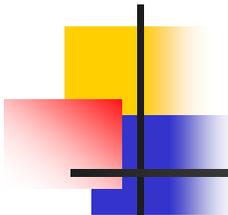
3. 市民参画条例制定の背景

- ・市民意識の高まり

阪神大震災以降、ボランティア団体やNPO
団体などあらたな活動団体の増加



公共的分野でまちづくり実施主体の増加



4. 市民参画条例の必要性

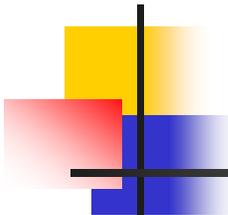
・納得性の向上

地方分権化により、各自治体が自主・自立した地域経営を行う必要がある

住民主体の施策選択



市民の意見を取り入れた行政運営



5. 市民参画条例の必要性

- ・公共サービスの充実

多様化・高度化した市民ニーズに対応が求められるようになった

多様な主体で公共サービスを提供



市民生活の質の向上

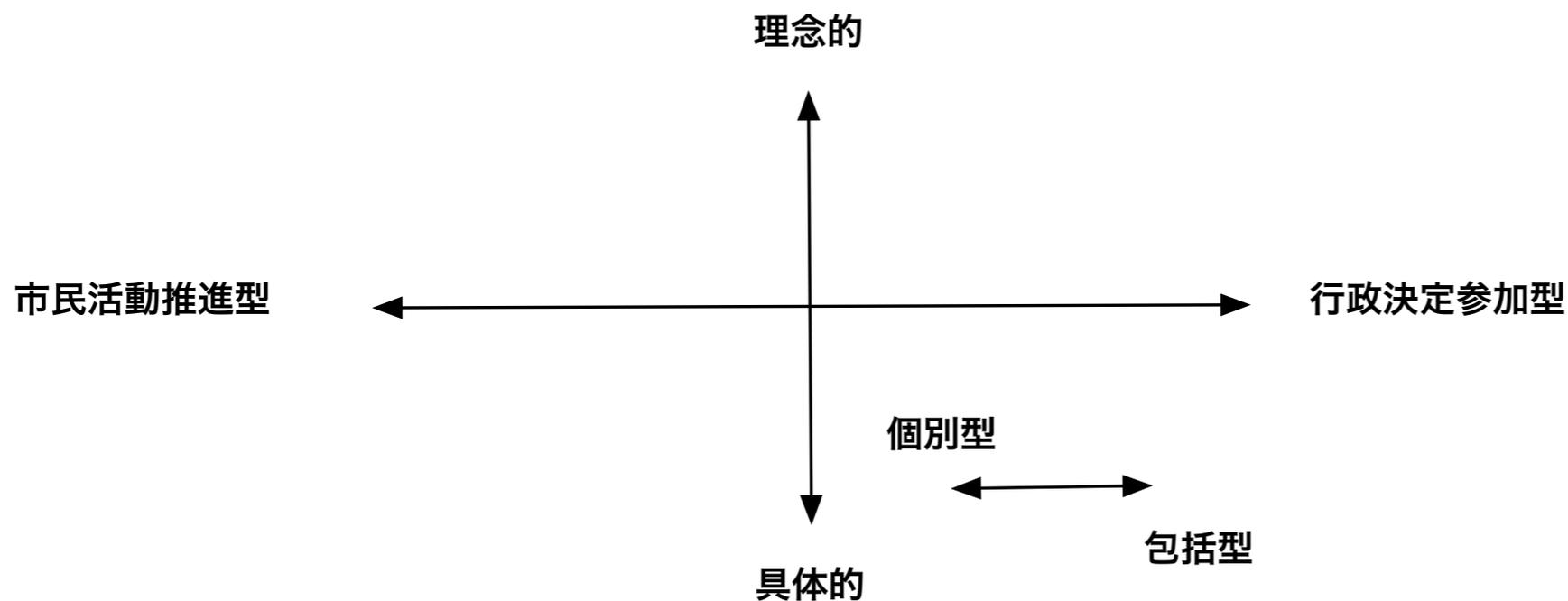
条例のいくつかのタイプ

- 基本（理念）条例型
- 理念 + 参加手続 型
- 参加手続型
- 市民公益活動推進（ + 理念）型
- 特定分野型（まちづくり，環境など）

- ・ 統合的な理念型
- ・ 市民参加の理念型

- ・ 包括的な手続型
- ・ 特定の参加手続型

どれ
だけ具
体的
に

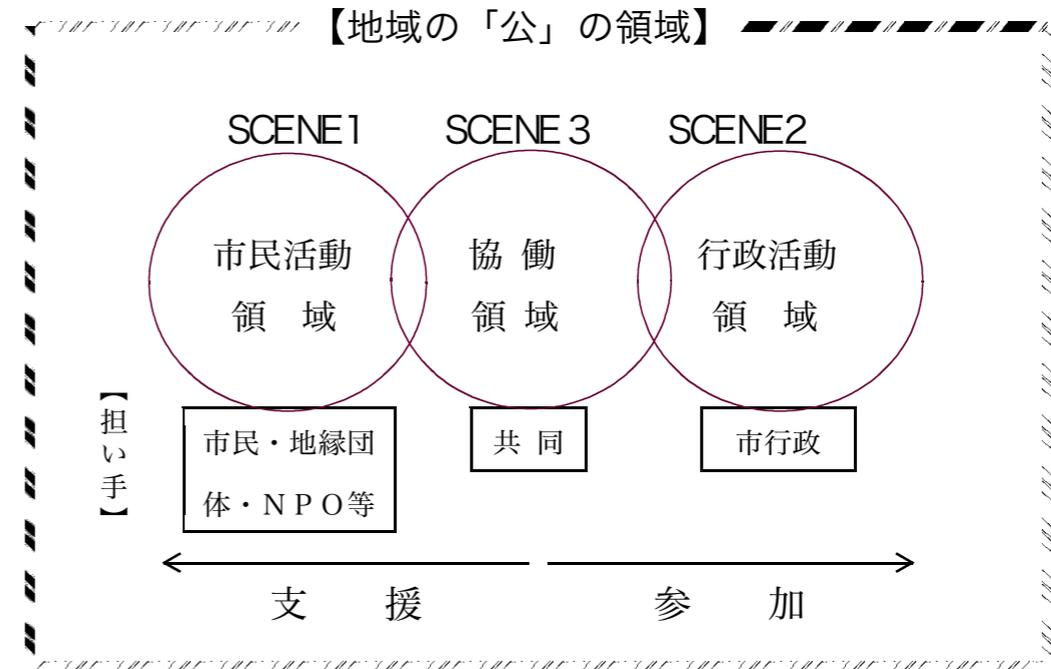


他市の条例をみるポイント

- どのような「参画・協働の場面」を想定しているのか
- 「ひとつの条例」とは限らない = 条例の組み合わせ
- 整備していく「おおきな戦略」をどう考えているのか
- 「条例の体系」をどう考えているのか
- どこまで「具体的に」条例に書き込むのか

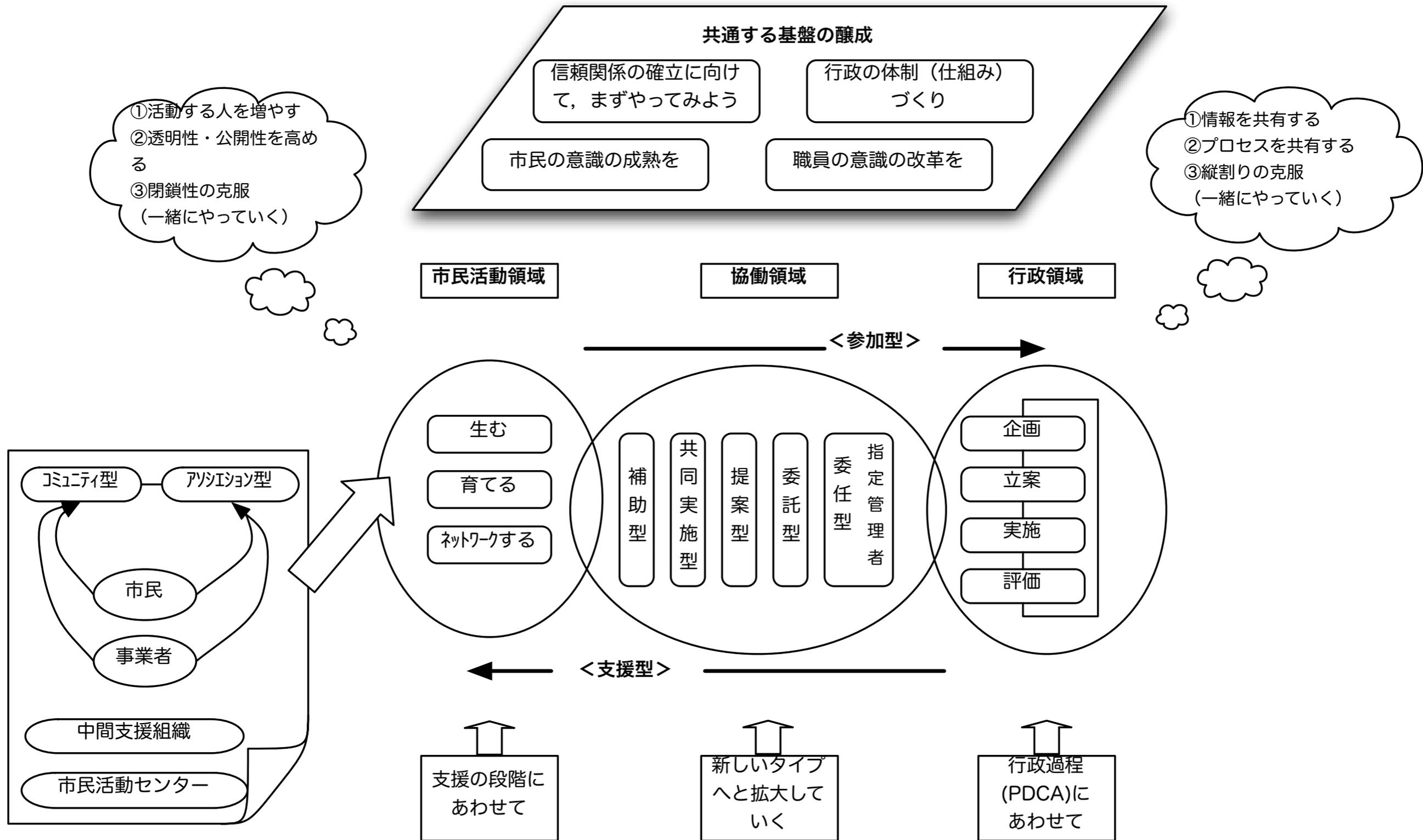
参画・協働の3つの場面

- 参画・協働は、市（行政）への参画・協働に限定されない。「公共」は、もっともっとひろい
- 市の活動に対する市民の参画・協働（市民参加）
- 地域づくりへの市民同士の参画・協働（行政支援）
- 市（行政）と市民・地域が、対等の立場で、一緒に取り組む（協働事業）



- SCENE 1 自治会やコミュニティ活動、ボランティア、NPO など市民が中心になって、自主的・主体的に様々な地域づくり活動を行い、行政がそれを支援していく領域
- SCENE 2 行政が自らの権限と責任において行う活動と、そこに市民が積極的に参加していく領域
- SCENE 3 市民と行政が対等な立場で、それぞれの責任と役割分担に基づき共同して取り組む領域（市民と行政が一緒になって、地域の課題を発見し、解決策を模索し、目標を共有して実行していく領域）

<川西市・懇談会資料より>



議論する対象は？

市民活動領域

コミュニティ型
テーマ型

協働領域

行政活動領域

理念・基本原則

具体的な仕組み

具体的な仕組み

具体的な仕組み

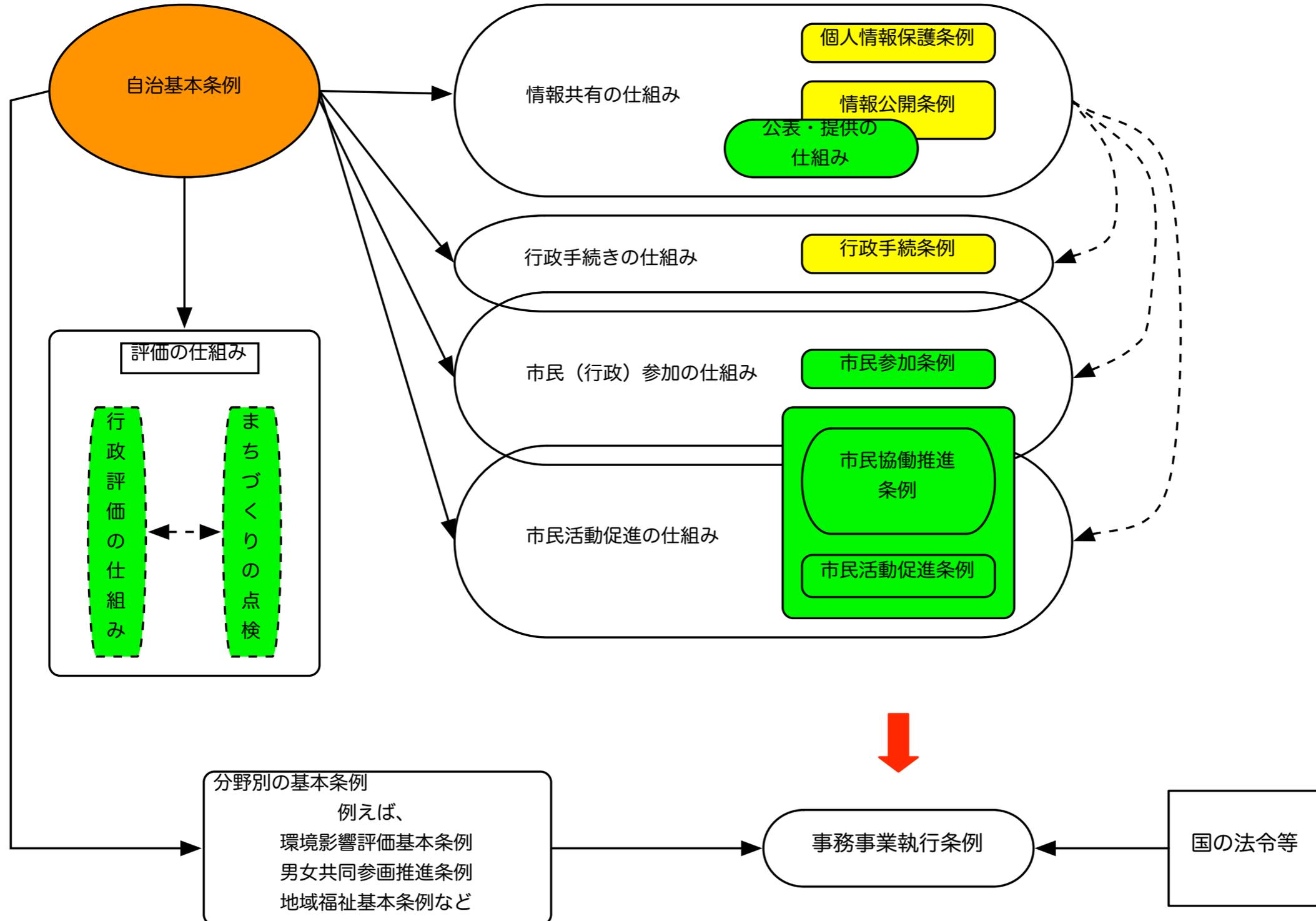
モニタリングし進化させる仕組み

条例づくりのポイント（その1）

- どのような「参画・協働の場面」を想定するのか？
 - 行政決定への参加の場面は、理念も具体的な仕組みも、かなり蓄積されてきた
 - 市民活動推進の、市民同士の協働の場面は、理念も具体的な仕組みも、まだ十分に成熟していない
- それでは、「西宮」において、どのような「理念」が求められているのか、必要なのか？

条例の体系ないし相互関係

< 条例の体系と相互関係 >



ちょっとした感想

● 市民の参画・協働を現実にするものでないと、あまり意味がない

1. 制度・仕組みとして、**具体的に**保障する

2. 制度・仕組みとして、**統一されたもの**にする

3. **市民の手続権**として、具体的に保障する

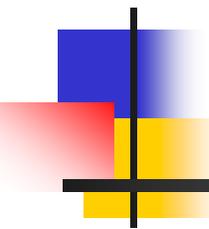
- 参画・協働に関する手続は、具体的な制度なり仕組みにならないと、十分に実効的とはいえない。理念・基本原則レベルの規定だけでは、あまり意味がない
- 参加・協働に関する制度や仕組みの全体を見通しておく必要がある

● **理念や基本原則**が、議会や市行政、また市民に対して、すすむべきゴール（目標）を提供し、同時に、緩やかではあるが拘束するものでないと、あまり意味がない

- しかし、そのためには、分野ごとの基本条例とか基本計画などや、具体的な制度とのつながりを示されている必要がある

これからの学習の材料

- ひとつひとつの具体的な参加の仕組みを検討する
- 西宮市における市民参画の現状や実態（概要）を知る
- 具体的な政策づくりの手続を知る
 - 例えば総合計画とか，地域福祉計画とか，
- 論点を整理する
 - 参画・協働の理念，基本原則，各主体の責務など，
 - 情報の共有，参加の対象，「市民」（参加者）の範囲など，
 - 具体的な参画・協働のための仕組み
 - モニターしていく仕組みとか，



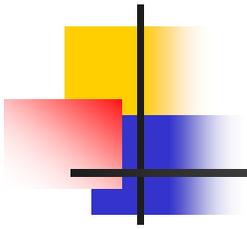
他自治体における市民参画条例

西宮市
(仮称)市民参画条例策定委員会

2006年7月22日

市民参画条例のパターン

理念中心型	参加保障型	市民協働型
<p>市民参加の原則や、市民の市政への参加の考え方を規定したもの</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none">・箕面市市民参加条例・宝塚市市民参加条例・高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例 <p>など</p>	<p>行政活動において、具体的な市民参加方法について定めたもの</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none">・石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例・西東京市市民参加条例・旭川市市民参加推進条例 <p>など</p>	<p>行政・市民・NPO等の自立性に基づいた共同行動を規定したもの</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none">・狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例・下関市市民協働参画条例・小金井市市民参加条例 <p>など</p>

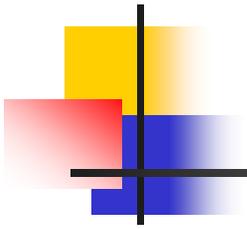


理念中心型

- 市民参加の基本原則や関係者の責務などの基本的事項を規定した条例

(代表例)

箕面市市民参加条例

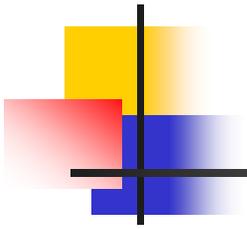


参加保障型

- 各種の参加制度を列挙し、従来なら規則等で規定される具体的手続について条例で規定

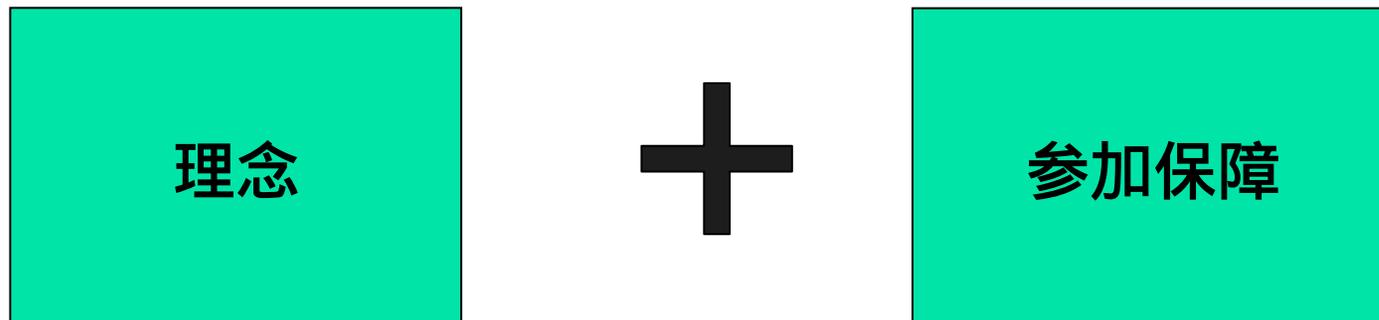
(代表例)

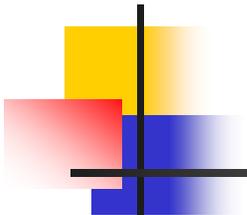
石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例



参加保障型 - 2

理念中心型に市民参加方法などの参加保障を組み合わせたタイプ



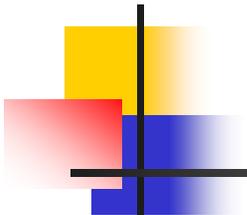


市民協働型

- 市民活動団体(自治会、ボランティア団体、NPO団体など)が行う地域活動に対する支援などを規定

(代表例)

狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例



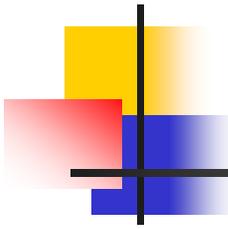
市民協働型 - 2

理念中心型に市民参加方法などの参加保障、市民活動に対する支援などを組み合わせたタイプ



条例比較

箕面市	石狩市	狛江市
目的(1条)	目的(1条)	目的(1条)
定義(2条)	定義(2条)	定義(2条)
基本理念(3条)	基本原則・制度の改善(3条)	市の責務・市民参加の権利(3条・4条)
市長及び市民の責務(4条)	市民参加手続(5条～11条)	市民参加対象等(5条～8条)
審議会の公開・参加(6条・7条)	審議会等(11条～15条)	審議会等(9条～12条)
市民投票の実施(8条)	パブリックコメント手続等(16条～19条)	パブリックコメント(13条～15条)
委任(9条)	公聴会(20条～23条)	公聴会(16条～19条)
	その他の市民参加手続(24条・25条)	その他の市民参加の手続き(20条～22条)
	市民参加手続以外の参加(26条・27条)	市民投票(23条)
	市民参加制度調査審議会(28条～34条)	市民公益活動団体への支援(24条～26条)
		行政活動への参入の機会の提供(27条～29条)
		市民参加と市民協働に関する審議会等(30条～34条)



(参考文献等)

- ・箕面市ホームページ
- ・石狩市ホームページ
- ・狛江市ホームページ
- ・「協働社会をつくる条例」 松下啓一著 ぎょうせい 2004年

市民参加条例の規定項目比較1

理 = 理念、参 = 市民参加、協 = 協働、コ = コミュニティ

自治体名	箕面市	宝塚市	石狩市	西東京市	旭川市	高知市	狛江市	京都市	和光市	宗像市
条例名	箕面市市民参加条例	宝塚市市民参加条例	石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例	西東京市市民参加条例	旭川市市民参加推進条例	高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例	狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例	京都市市民参加条例	和光市市民参加条例	宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例
条例のタイプ	理	理	理・参	理・参	理・参	理	理・参・協	理・参	理・参	理・参・協・コ
人口	127,231人 H18.5	220,182人 H18.6	61,279人 H18.5	192,148人 H18.6	358,782人 H18.5	332,197人 H18.6	78,436人 H18.5	1,473,655人 H18.5	74,931人 H18.6	95,088人 H18.5
施行年月日	H9.4.1	H14.4.1	H14.4.1	H14.10.1	H15.4.1	H15.4.1	H15.4.1	H15.8.1	H16.1.1	H18.1.1
条文数	9	18	34	27	22	14	35	11	19	46
1 前文										
2 目的										
3 用語の説明										
4 基本理念・原則										
5 市の責務(役割)										
6 市民の責務(役割)										
7 市民参加の対象										
8 市民参加の導入の仕方										
9 参加手続を実施しなかった場合の説明										
10 意見や結果の取扱										
11 市民参加実施状況や実施予定の公表										
12 公表、情報提供の方法										
13 市民参加の方法	審議会(付属機関等)									
	意見提出手続(パブリックコメント)									
	説明会・公聴会									
	ワークショップ									
	意向調査									
	市民政策提案手続									
	住民投票									
その他の市民参加手続										
その他										
14 推進・評価機関										
15 条例の見直し										
16 委任										
17 その他										
18 協働に関する規定										
19 コミュニティに関する規定										

策定委員会運営方法について

西宮市
(仮称)市民参画条例策定委員会
H18.7.22

(1) 会議の日程について

・開催日時決め方は？

・開催頻度は？

曜日	時間帯	人数
土曜日	19時～21時	17人
水曜日	19時～21時	14人
金曜日	19時～21時	〃
土曜日	17時～19時	〃
日曜日	17時～19時	〃
木曜日	19時～21時	13人
月曜日	19時～21時	12人

参加者数上位7 (アンケート結果より)

(2) 会議の進め方について

- 会議の世話役をどのように選出？
- グループ分けをどのように？

(3) 欠席者への情報提供について

- 毎回全員が出席をすることができない。
- 欠席者への会議の内容などの情報をどのように提供する？

(4) その他

- 応募時に提出した小論文を委員同士で公表する？ 公表しない？

項目	人数
1. 提出した小論文を委員全員に公表する	12人
2. 提出した小論文は公表しないが、新たに別のものを作成する	1人
3. 公表しない	14人

【備考】

(1)を選択した人

全員が公表することが前提

公表するではなく、別にしてもよい

(1)・(2)両方を選択した人…2名 表の人数には含めず。

(アンケート結果より)

策定委員会運営方法等について（委員提案）

グループ編成について

【提案 1】

グループ編成案

- 1) 出席可能日時グループ（平日夜・平日昼・土日夜・土日昼）
- 2) 年齢別グループ（～30、～50、～60、60～）
- 3) 全て均等配分グループ

【提案 2】

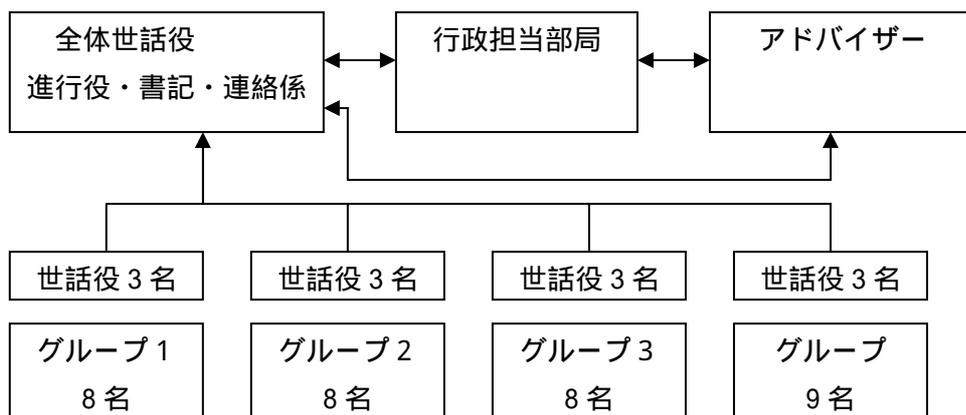
当面は、第 1 回目のグループを中心とする。

運営委員会について

【提案 1】

- ・委員会全体事務局（世話役）として進行役・書記・連絡役を各数名は選定。
 進行役：ファシリテーターに徹しきれる、私見を挟まない人物 3 名
 書記：ワード、メール、WEB 環境を有し、使いこなせる人物 3 名
 連絡役：ワード、メールを使え、かつ平日時間余裕のある人物 3 名
- ・組織編制（案）
 グループの運用は、テーマにより全体委員会・部会委員会と柔軟に対応する。

グループ世話役が一定期間ごとに交代で各職 3 名づつ兼務する



会議の進め方等

【提案 1】

第 1 回で出された資料 3 の項目を各委員に対してアンケートを行い、結果に基づいて運営方法等を決定する。

【提案 2】

条例の策定方法

1. 条例案のたたき台の作成

(1) 政策推進グループが世話役となり、数人の委員代表とアドバイザー 3 名でたたき台を作成

(2) 全委員から出された意見を条例案に反映しているかチェックする。

2. 条例案を全員で検討し、確定する

3. 確定した条例案を議会、行政各部署と調整

その他

【提案 1】

<事務局からの連絡方法について>

電子メール・FAXがある人には郵便での連絡は不要。

(仮称)市民参画条例策定スケジュール (案)

年	18年度										19年度										
月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
(仮称)市民参画条例 策定までの流れ	(仮称)市民参画条例策定委員会発足	→ 学習会(知識の共有)		→ 条例作成に向けての論点整理			→ 論点別での検討		→ 条例素案作成			→ 条例素案パブリックコメント実施		→ パブリックコメントを踏まえ条例案の検討・修正		→ 条例案策定			→ 市議会へ条例案提案		